

松河戸町にある産業廃棄物処理施設の動きについて

松河戸区長 長谷川浩

松河戸の南西の端にある堤防下のこの焼却施設は、名成産業が産業廃棄物焼却事業を行うために作った施設ですが、県が設置・営業許可を取り消したため、名成産業の焼却施設を再稼働し産業廃棄物焼却事業を開始するため、平成 30 年（2018 年）に國本起業が名成産業から買い取ったものです。

國本起業は、処理業の許可を愛知県に求めてきたが、2010 年に設置許可取消処分が確定しており、廃掃法上再許可制度が存在しないため、県は許可を出すことができませんでした。

また、焼却炉は県が 13 億 8600 万円の建設費を名成産業に支払って和解した結果、県の資産扱いとなっており、撤去命令を出す法的根拠も弱かったため、8 年間放置されてきました。

國本起業は、このままでは損失が膨らむばかりとのことで、この度、県の指導により撤去が進められていますが、跡地利用についての公式な計画は現時点では示されていません。

しかし、今年 8 月 4 日の松河戸周辺環境保全地域連絡会において、國本起業は産業廃棄物焼却処理施設建設も再度考えているとのことです。小規模とは言っていますが注意して監視していく必要があります。

8 月 4 日に松河戸周辺環境保全地域連絡会が開催されましたので報告します。

概要

株式会社國本起業の説明

平成 30 年名成産業株式会社から焼却施設を買取し、8 年間にわたり現在の施設の設置許可、処理業の許可を愛知県に求めてきたが、のらりくらりと色々な条件を付けられ許可が得られなかった。

試験操業の事故の事もあり、弊社は、この施設での愛知県の許可は受けられいと断念して、処理施設を解体して売却することとした。

その跡地の利用は現在のところ未定であるが、この 8 年間は弊社にとって大きな損失であった。

解体工期は、8 月 8 日から 10 月末を予定している。

春日井市の説明

解体にあたっては、以前交わした市と名成産業との確認書に基づき、國本起業は解体を行っていくようお願いします。

そして、跡地を利用するときは、國本起業は「春日井市開発事業に掛かる紛争の予防及び調整に関する条例」により行ってもらう。

よって、現在の産業廃棄物焼却施設が解体移設されるので、「松河戸周辺環境保全地域連絡会」は、今回で解散する。 【異議なしとの声】

松河戸区の質問

質問① 跡地をどの様に利用していく考えか

業者回答

今の所未定ではあるが、現在ある施設よりは小規模な廃棄物処理施設も考えの一つにある。

質問② 処理施設の解体移設ということは、欠陥施設ではないので、他の場所で、他の業者が再度利用

するという事か。

業者回答

現在の焼却施設そのものは優秀なものであり、名成産業の試験操業時の事故は、人為的ミスによるものである。

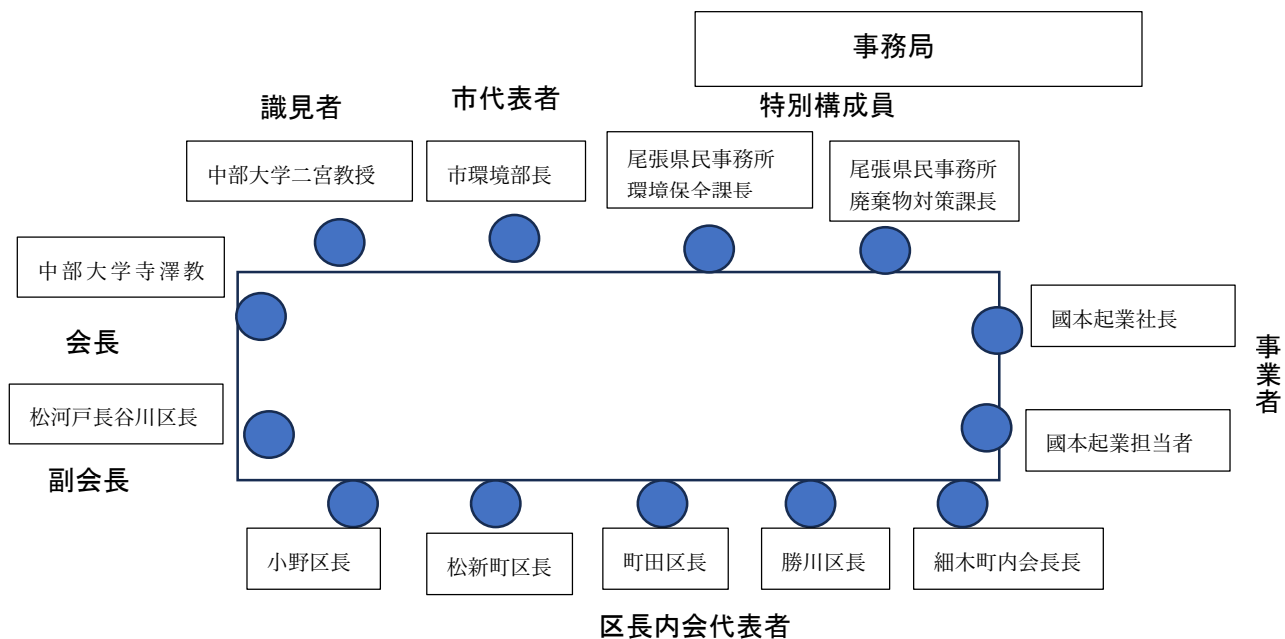
質問③ 廃棄物処理施設であれば、私達住民にとっては規模の大小かわからない。

「松河戸周辺環境保全地地域連絡会」は解散されるが、跡地については、私達住民は今後も監視して注意深く見守っていく。

業者回答

よろしくお願いします。

① 松河戸周辺環境保全地地域連絡会の出席者



② 会議資料は回覧末の「その他資料」に添付

③ 当時の写真と現在の写真



2007年6月15日 産廃施設監視活動
団結小屋設置1周年のつどい



産廃焼却炉 平成27年時点
施設は、当時の状態のまま放置
されています。



産廃焼却炉 令和8年8月21日時点
現在の所、人の出入りはあるが解体工
事の気配は見られない

④ 当時の反対運動の詳しい内容は、[松河戸町の沿革 | 私たちの町を知ろう](https://matsukawado.org/)

<https://matsukawado.org/>

<https://matsukawado.org/information.html>

(11) 松河戸を揺るがした産業廃棄物処理施設 101 ページ

① 施設: 産業廃棄物処理施設建設反対運動の経過表

経過表

松河戸人間文化科学研究所

年	月 日	項 目
	2月26日	11回松河戸周辺環境保全地域連絡会（改善対策完了の報告、試運転計画について）
平成 11 年 1999	2月9日	松河戸周辺環境保全地域連絡会（地域連絡会委員）より、県、業者へ要望書を提出する。 （内容は、県へは設置許可の取消し、業者へは撤退）
	2月14日～	第1回の試運転開始。産廃処理施設の敷地の位置に関する事前協議書を提出し指導を受ける。
平成 13 年 2001	5月23日	業者は、県に産業廃棄物処理施設の設置許可申請するが、重油が底をついたため運転中止
	10月9日	名古屋地方裁判所の判決
	6月1日	県の審査を得ず、建築基準法に基づき、建物の敷地位置の許可申請する。
	7月4日	許可申請の縦覧があつて住民は初めて施設建設を知ることとなる。
	10月22日	住民は、名古屋地方裁判所の判決を不満として名古屋高等裁判所へ控訴
	8月30日	県が向島川沿岸の環境保全地域指定を通知するが、臭気指数、熱しゃく減量基準超過
	8月3日	新聞でも、県は施設建設反対運動を起し報道される
	12月16日	検査結果愛知県公費提出される。
平成 16 年 2004	2月22日	県は設置許可を出す。代表6名（地域連絡会委員）より、県、業者へ要望書を提出 （県へは、直ちに設置許可の取消し、業者へは設置許可を取り消された場合、撤退し県への訴訟も
	6月25日	環境省に行政不服審査請求出す。
平成 22 年 2010	7月30日	県原部市町商議関係南権取が11月10日審議終了
	11月6日	春日井市に、住民側は建設敷地が庄内川沿いにあり危険とのことで、春日井市に「建築基準法に基づ
	2月15日	県は設置許可取消を行う求めた。
	2月17日	12回松河戸周辺環境保全地域連絡会（試運転実施結果について）
	11月10日	（業者は県の検査に問題ありと主張して、施設建設場所はハザードマップ水没危険地域に造る必要な
	3月10日	業者は意見書提出（破碎事業の申請）
	2月16日	佐々木等建設差止め仮処分申請」を名古屋地方裁判所へ出す。
平成 17 年 2005	4月24日	春日井市裁判所第2回県商議関係審議会」の建設に支障はないとの判断を受けて、「建築基準法に
	8月7日	春日井市裁判所は「建設差止め仮処分申請」を却下し、国家賠償法による損害賠償請求のみ行う」と書類を
	4月10日	施設建設始まる。
	6月12日	名古屋高裁の判決。県の審査請求を「市建築審査会」に提出する。
	7月15日	H16年12月16日に住民側が出た「建設差止め仮処分申請」を却下し、名古屋地方裁判所は
	9月17日	却下の判決を認めた→7月28日即時抗告申立⇒11月28日抗告却下決定
	2月9日	総会松河戸周辺環境保全地域連絡会（償却施設、空瓶・空缶等空容器再生事業について）
平成 18 年 2006	2月9日	業者は「焼却施設と破碎施設の操業を断念すると発表する」→なしとの判断が出る。
	11月14日	松河戸公民館にて産廃施設建設反対運動の住民勝利報告会が行われる
	2月	産廃処理施設建設反対運動の住民勝利報告会が行われる
	3月	産廃処理施設建設反対運動の住民勝利報告会が行われる
2014 年	3月13日	県の改善命令・許可取消しの手続きに重大な瑕疵（違法性）があったと名古屋地裁が認定する。
2015 年	2月19日	県は業者に、名古屋高裁の判決内容を、名古屋高裁で和解が成立
2018 年	12月21日	松河戸周辺環境保全地域連絡会が、国本起業が名古屋産廃処理施設を買い取る
平成 19 年	3月22日	松河戸周辺環境保全地域連絡会（事業計画、公害防止細目協定について）
2026 年	8月4日	松河戸周辺環境保全地域連絡会が開かれ、国本起業が施設を解体し売却することが表明される。
	7月5日	松河戸周辺環境保全地域連絡会が、国本起業の現地での説明
	8月31日	4回松河戸周辺環境保全地域連絡会（完成後の事業所見学）
	9月2日	産業廃棄物処理施設が完成する。
	10月23日 ～11月22日	第1回試運転が開始したが、消石灰飛散事故発生し試運転中止
	12月20日	5回松河戸周辺環境保全地域連絡会（石灰灰飛散事故について）
平成 20 年 2008	2月29日	6回松河戸周辺環境保全地域連絡会（再発防止対策、試運転計画について）
	3月4日～ 3月31日	第2回試運転が開始したが、基準値を超過する。錆まじりの水滴飛散事故発生・排ガス中の塩化水素濃度、騒音、煙突出口の臭気指数の問題が発生する。
	4月3日	市から業者に改善勧告する。
平成 20 年 2008	4月25日	県から業者に改善命令(1回目)出す。
	5月2日	7回松河戸周辺環境保全地域連絡会(錆まじりの水滴飛散事故、運転状況、測定結果について)
	7月10日	8回松河戸周辺環境保全地域連絡会(事故報告、改善計画)
	8月22日	9回松河戸周辺環境保全地域連絡会(改善対策完了報告、試運転計画)
	9月9日～ 10月15日	第3回試運転が開始したが、排ガス中の一酸化炭素濃度、騒音、臭気指数、危険物の無許可取扱い貯蔵、時間外に重油・消石灰の取扱いの問題が発生する。
	10月24日	愛知県は、業者に許可取消を通告する。
	10月27日	業者は県に「要望書」提出する。
	12月24日	10回松河戸周辺環境保全地域連絡会（試運転結果について） （業者は今後検査項目に違反した時は撤退すると声明）
	12月25日	県から業者に改善命令(2回目)を出す。
平成 21 年	2月25日	市は業者に行政指導する。(協定違反搬入、重油使用料超過について)

この事件は不可思議な事が多かった

○ 正式稼働前に、行政処分(設置許可取消)が下されたのは初めて

試験操業で、市との協議で決めた厳しい維持管理基準をクリアできなかったが、法令上の規制値以内であれば改善命令や設置許可取り消しの対象になることは普通ない。

予想以上の住民運動や、事業者自ら定めた維持管理基準をクリアできなかった事を理由に、県は改善命令を出した。名成産業の伊藤氏は韓国人の愛知県下では有数の著名人であり、韓国領事館をとおして県に働きかけている。

市民団体は、県が改善命令を3回も出して設置許可取り消しをしなかったのはこの事を理由の一つに挙げている。

周辺住民の反対運動が想像以上の盛り上がりや、試験操業にて信じがたい事故(人為的ミス)により、ついに県は設置許可取消を行った。

○ 愛知県が名成産業へ13億8,600万円を支払って和解した理由

“県の改善命令・許可取消しの手続きに重大な瑕疵(違法性)があったと名古屋地裁が認定し、その判断を高裁も覆しきれず、県側が敗訴リスクと遅延損害金の増大を避けるために和解を選択したためである。

県の重大な瑕疵

- ・ 県の排ガス・騒音・臭気の測定方法が不適切(自動車騒音の影響を受ける場所で測定)
- ・ 改善命令は“改善の必要がない項目まで改善を命じた”など著しく妥当性を欠く
- ・ 改善命令が違法 → それを理由にした許可取消しも違法

その結果、県に 約12億3千万円の損害賠償命令 が出されました。

県側が敗訴リスクと遅延損害金の増大を避けるために13億8千万円の賠償金を支払う内容で名古屋高裁で和解が成立
県は損害賠償命令よりも多額の賠償金(市民の税金)を支払い和解